

高浜 4 号機の緊急停止などの事故に対する声明

福井から原発を止める裁判の会
(事務局長 嶋田千恵子)

日本は今も原子力緊急事態宣言の下にあります。そして福島からは今も放射能が大気中に海水に漏れ続けています。福島原発の事故の原因の究明もまだなされておられません。

そのような状況下で高浜原発 3 号機は再稼働され、4 号機も再稼働の途上で事故を起こしました。報道によりますと、まず 2 月 20 日に配管の弁のナットの緩みで放射性物質を含む水漏れが生じたということでした。点検時の緩みの有無に関し 関電と規制委員会の言い分が異なっているようです。29 日には原子炉緊急停止という第 4 レベルの事故がおきました。この原子炉は長期間停止しており、その場合はより厳密に点検を行うべきであるといわれています。緊急停止については電圧の変換時に過剰な電流が流れたと報道されましたが、もっと正確な説明が関電からあってしかるべきです。

このような事故は 再稼働を最優先としてきた関電の姿勢により起こるべくして起きた事故です。わたしたち「福井から原発を止める裁判の会」はこのような危険な原発を運転しないように、活動してきました。そして 3 月 11 日高浜 3.4 号機の運転停止を求める裁判を提訴する予定です。

再稼働を容認した、原子力規制委員会、福井県知事、福井県議会はこの事故をどのように考えているのでしょうか。再稼働の流れに乗ったかのように見える 裁判所-----規制委員会の審議内容に不合理がないという決定を出した福井地裁----も、福島事故をなかったかのように判断しました。

今回の事故の究明を完全に行ってください。再稼働は中止すべきです。
3 号機も運転停止してください。